

第 106号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、収支報告書（平成18年度～20年度）（以下「本件報告書」という。）のうち月次別の内訳（以下「本件月次収支情報」という。）を除く部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、本件月次収支情報並びに事業計画予算書 施設コード07〇〇、平成15年度〇〇事業予算、建物賃貸借契約書及び施設内設備一覧および月次減価償却表 施設コード07〇〇を非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成21年 9月29日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、無料低額宿泊所を経営している〇〇について、届け出時に提出された文書並びに平成18年度以降の収支報告書、入所及び退所者の数が分かる統計的文書、立入調査時に作成された文書及び事業報告書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年10月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
・第 2 種社会福祉事業開始届 ・定款〇〇 ・「〇〇」入居契約書 ・建物の見取り図 ・施設案内図 ・〇〇事業計画 ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（以下「法」という。）第 2 条第 3 項第 8 号に規定する宿泊所の運営・届出に関する指針第 3 による添付事項	・職員の氏名、住所、役員の現住所等の情報 ・建物の見取り図中作図者の情報 ・消防計画作成（変更）届出書中防火管理者の住所、氏名、印影及び管理権限者の印影 ・消防訓練実施届中届出者の住所、氏名及び電話番号	条例第 7 条第 1 項第 1 号該当 個人情報であり、通常他人には知られたくないと認められるものであるため
	・印影	条例第 7 条第 1 項第

・ごあいさつ ・入退所状況報告書（平成 18 年 4 月～平成 21 年 8 月分） ・退所状況内訳報告書（平成 18 年 4 月～平成 21 年 8 月分） ・法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査結果一覧（平成 18 年度～20 年度） ・法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査の結果について（通知）（平成 18 年度～20 年度） ・法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査結果に基づく指摘事項及び回答（平成 18 年度～20 年度）	・入居者の雇用先として確保された第三者の情報 ・〇〇消防計画に記載されている委託先業者の情報 ・貯水槽清掃作業報告書中施工業者の情報	2 号該当 当該団体が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該団体の事業運営に不利益を与えると認められるため
・法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査結果一覧（平成 21 年度） ・法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査の結果について（通知）（平成 21 年度） ・法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査結果	全部非公開	文書不存在 平成 21 年度の法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を営業者に対する調査は、平成 21 年 10 月 1 日現在実施中であるため、当該文書を作成・取得していないため。

に基づく指摘事項及び回答（平成 21 年度）		
・事業計画予算書 施設コード 07〇〇 ・平成 15 年度〇〇事業予算 ・建物賃貸借契約書 ・施設内設備一覧および月次減価償却表施設コード 07〇〇 ・本件報告書	全部非公開	条例第 7 条第 1 項第 2 号該当 当該文書は、会計予算に関するもの、第三者の賃貸借契約及び備品購入の状況等を詳細に記載したものであり当該団体の内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該団体の事業運営に不利益を与えると認められるため

- 3 同年11月 2日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、事業計画予算書 施設コード 07〇〇、平成 15 年度〇〇事業予算、建物賃貸借契約書、施設内設備一覧および月次減価償却表施設コード 07〇〇、本件報告書（以下これらを「本件非公開情報」という。）を非公開とした決定を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

当該団体の運営の原資は生活保護費という公金である以上、公開を免れないものであり、不利益を与えるということについては、そもそも事業運営によって利益を上げることは不適切である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 ○○の入所者の多くが生活保護費を受給しており、その中から入居費を払っている。しかし、生活保護費は受給者に支給された時点で、公金ではなく当該受給者の私金となること、また、当該団体に対して補助金交付その他公金の支出もなされていないことから、当該団体の運営原資が公金であるという異議申立人の主張は認められない。
- 2 本件非公開情報を公開しなかったのは、公開することにより、当該団体の事業運営全般に支障をきたすと判断したからであって、金銭上の損害を与えるかどうかを基準として判断したものではない。
- 3 社会福祉事業の経営者が不当に営利を図った場合については、法による事業の制限又は停止命令の対象になり、不適切ともいえるが、社会福祉事業により営利を上げること自体が不適切であるとはいえない。したがって、異議申立人が主張する「利益」が「営利」と同義であったとしても、その主張は本件非公開情報を公開する理由にはなり得ない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件非公開情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件非公開情報について

(1) 無料低額宿泊所は、法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設であり、当該事業は、第二種社会福祉事業に位置づけられる。

(2) 法第 126 条によって指定都市に適用される法第 70 条において、実施機関

は、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員そして施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

(3) 本件非公開情報は、実施機関が、法第70条に基づき〇〇に報告を求め、提出されたものである。

(4) 実施機関は、法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針（以下「指針」という。）を定め、宿泊所の経営者に、貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に公開することを義務づけている。

4 条例第7条第1項第2号該当性

当審査会は、本件非公開情報が条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、当該団体の予算、収支、契約、設備、減価償却等の情報が記載された文書であることから、法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件非公開情報を公開すると、当該団体に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件非公開情報のうち、事業計画予算書 施設コード07〇〇及び平成15年度〇〇事業予算は、当該団体の収支の予算に関する文書であり、また、建物賃貸借契約書及び施設内設備一覧および月次減価償却表 施設コード07〇〇は、当該団体の建物、設備等に関する文書であり、これらは、収支予算や設備内容など当該団体が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であることから、公にすることにより、当該団体に明らかに不利益を与えると認められる。

イ 本件非公開情報のうち、本件報告書は、当該団体の収支の決算に関する文書である。本件報告書には、科目ごとの収支の内訳が月次別に記載

され、これには一事業年度分の収支合計額も記載されている。

本件月次収支情報は、科目区分ごとに各月の収支金額の変動など当該団体の経営状況を如実に反映するものであり、当該団体の経営方針や経営戦略を直接的に示すものであることから、これを公開すると、当該団体の事業運営に支障をきたし、当該団体に明らかに不利益を与えると認められる。

これに対し、科目区分の名称、一事業年度分の収支合計額など、本件報告書のうち本件月次収支情報以外の部分は、指針により公開するよう求められている程度の情報であり、また、株式会社や社会福祉法人等においても、財務諸表、計算書類において、事業年度の決算額が表示されていることから、これを公開しても、当該団体に明らかに不利益を与えとは認められない。

- (4) 以上のことから、本件報告書を除いた本件非公開情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。また、本件報告書のうち、本件月次収支情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められるが、本件月次収支情報を除いた部分は、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

- 5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年11月13日	諮問書の受理
11月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月17日	実施機関の弁明意見書を受理
12月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成22年 6月 8日 (第114回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月13日 (第115回審査会)	調査審議
9月 8日 (第117回審査会)	調査審議

11月 9日 (第119回審査会)	調査審議
11月26日	答申